

「まちづくり活動等の更なる活性化に繋がる交流機会等の創出」に係る企画運営業務 募集要項

1 委託業務名称

「まちづくり活動等の更なる活性化に繋がる交流機会等の創出」に係る企画運営業務

2 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

3 契約金額の上限

3,300,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

4 業務内容

まちづくり活動をはじめ、多様な主体が公共を担う・支える活動の更なる活性化を図るため、まちづくり活動に取り組む市民、団体、事業者等が、垣根を越えて交じり合うことでつながり、新たな連携の構築や課題解決のきっかけとなる交流会等の企画運営業務。

※ 詳細は「業務委託仕様書」参照

5 応募資格

次の各号に掲げる事項のすべてを満たしていること。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること、あるいは、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項の各号に掲げる資格を有する者であること。

【参考】京都市競争入札等取扱要綱（一部抜粋）

（競争入札の参加者の資格）

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること

(3) 次に掲げるものを滞納していないこと。

ア 所得税又は法人税

イ 消費税

ウ 本市の市民税及び固定資産税

エ 本市の水道料金及び下水道使用料

(4) (略)

(5) 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。

(6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

- (2) 本業務の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本業務に参加する者であること。
- (3) 本広告に係る書類提出期限の日から契約の締結の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 本業務を実施するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有して

いること。

- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の候補者や政党などを推薦し支持し又は反対する目的の団体でないこと。
- (6) 代表者、役員、又はその使用人が刑法第 96 条の 6 又は第 198 条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から 2 年を経過しない者でないこと。
- (7) 法人又は代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反するとして公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発され、又は逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された日から 2 年を経過しない者でないこと。
- (8) 複数の事業者による共同提案による応募にあっては、以下の資格要件を全て満たすこと。
- ア 複数の事業者による共同提案の全ての構成員は、上記(1)～(7)の要件を満たすこと。
- イ 複数の事業者による共同提案の代表者は、構成員の中から選定することとし、本市の窓口となるとともに、正確な意思伝達を行うこと。
- ウ 複数の事業者による共同提案の全ての構成員は、別の参加者又は別の複数の事業者による共同提案の構成員として本公募に応募していないこと。

6 応募手続等

(1) 募集期間

令和 8 年 6 月 1 9 日（金）から 7 月 1 0 日（金）午後 5 時まで

(2) 提出資料

すべて 2 部ずつ提出すること。

※ 1 部は社名を記載し、1 部は社名なしで作成すること。

資料名	備考
参加申請書【様式 1】	
企画提案書（任意様式）	別紙 1 「仕様書」 6 に掲げる次の各項について、それぞれ具体的に記入すること。 「GRID KYOTO」 <ul style="list-style-type: none">・ 運営・執行計画（取組方針や実施内容、将来の継続利用を見据えた資機材の導入手法等）を提案すること・ 業務における事務局の取組体制を記載すること 「交流会」 <ul style="list-style-type: none">・ 企画案（取組方針や実施内容、独自提案等）を提案すること・ 企画案それぞれにおける運営・取組体制や実施スケジュールを記載すること
見積書（任意様式）	<ul style="list-style-type: none">・ 宛先は京都市長とすること・ 消費税及び地方消費税相当額は 1 0 % で計上するとともに、消費税及び地方消費税相当額は内書きで記載すること

	<ul style="list-style-type: none"> 企画費等で計上するものについては、可能な限り積算根拠を明示すること
会社案内（任意様式）	会社概要が分かるパンフレット等
業務実績調書【様式2】	<ul style="list-style-type: none"> 本業務に類似又は関連する業務を受託又は自ら実施した実績がある場合にのみ提出（最大5件まで）
事業者概要（任意様式） ※複数の事業者による共同提案による応募の場合	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの団体の概要、活動内容、活動実績などが分かる資料
運営体制（任意様式） ※複数の事業者による共同提案による応募の場合	本業務における各事業者の役割が分かる資料

※ 本市の競争入札参加有資格者でない者は、以下の書類を「(4)問合せ先」まで持参にて提出すること。なお、納税証明書（京都市税）及び調査同意書（水道料金・下水道使用料）については、本市内に事業所等を有さない者は提出不要とする。

資料名	部数	備考
登記簿謄本（履歴事項全部証明）	1部	応募日前3か月以内に発行の原本（写し不可）
印鑑証明書	1部	
納税証明書（国税等、京都市税）	各1部	
調査同意書（水道料金・下水道使用料）【様式3】	1部	
誓約書【様式4】	1部	

(3) 応募方法

ア 提出資料等の提出期限及び提出方法

提出期限：令和8年7月10日（金）午後5時まで（必着）

提出方法：chiikiproject@city.kyoto.lg.jpへデータを送付

※ 電子メール送信の際、データ容量が計8MBを超える場合には、クラウドや大容量ファイル転送サービス（Google ドライブ、firestorage 等）を使用し、送信すること。

※ データ受信後に受付確認のメールを本市より送信するため、送信翌日（閉庁日を除く）までに本市からのメールが確認できない場合は問合せを行うこと。

イ 仕様書等に関する質疑応答

質問方法：電子メールにより、メール件名に「「まちづくり活動等の更なる活性化に繋がる交流機会等の創出」に係る企画運営に係る質問」とし、メール本文に質問事項を簡潔に記すこと。

受付期間：令和8年6月19日（金）から令和8年6月24日（水）午後5時まで

※ 期限後の質問は、一切受け付けません。

受付先メールアドレス：chiikiproject@city.kyoto.lg.jp

回答予定日及び方法：令和8年6月29日（月）

質問及び回答については、京都市情報館の入札・公募型プロポーザル情報内の文化市民局ページ上に掲載する。なお、回答は本要項と

一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとする。

(4) 問合せ先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番
 京都市文化市民局地域自治推進室（担当：矢崎、帯田）
 TEL：075-222-3049 E-Mail：chiikiproject@city.kyoto.lg.jp

7 審査方法等

(1) 審査方法

提出された提案書等に基づき、以下の「提案書評価基準」に示す項目を基に各審査員が採点を行い、その平均点を当該応募事業者の点数とし、6割以上の評価を得た参加者の中から最も評価の高い1者を委託候補者として選定する。また、必要に応じて参加者にヒアリングを実施する可能性があるが、その場合には、参加者に別途通知する。

なお、参加者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行う。

【提案書評価基準】

評価項目	評価の着眼点		配点
適格性	取組体制 取組方針	・事業者が活用計画を遂行するにふさわしい体制を有しているか。 ・事業開始後においても、本市との連絡体制を確保しているか。	10点
	類似業務実績の有無	・事業者がこれまで活用計画と同種の事業を実施してきた実績があるなど、信頼性を有しているか。	10点
実現可能性 「GRID KYOTO」	実現可能性	当日までの事務局運営体制に加え、将来的な共有資機材の確保を見据えた導入手法（予算内での購入とレンタルのバランス等）が適切に検討されているか。	15点
	当日執行体制	当日の本部運営（会場設営・撤去等含む）に当たり、安心安全かつ迅速に実行できる体制（責任者、人員、役割分担等）になっているか	15点
企画の内容 「交流会」	企画内容の的確性・実現性・独自性	業務の趣旨・目的を明確に把握、理解し、提案事業者のノウハウや知識・経験を活かした独自の創意工夫が見られ、効果が見込める企画内容であるか。	20点
	企画内容の発展性・持続可能性	まちづくりプレーヤー同士の交流が促進され、今後の活動の活性化に繋がる発展性・持続可能性が見込める企画内容であるか。	20点
市内事業者 加点	本市区域内に本店又は主たる事務所を有する中小企業者かどうか		5点
見積金額	満点（5点）×（提案価格のうち最低価格／自社の提案価格） ※ただし、小数点以下は切り捨てる。 ※契約金額上限額を超える場合は失格。		5点
合 計			100点

(2) 審査員

文化市民局地域自治推進室 地域プロジェクト推進課長
同室 地域自治推進課長
同室 区政推進課長

(3) 審査結果の通知

審査結果については、応募事業者に対して電子メールで通知する。また、選定の結果、参加した事業者の評価点その他の契約の相手方を選定した理由が分かる情報を京都市情報館で公表する。

なお、審査結果等に関する不当な要求は受け付けない。

(4) 契約手続

受託候補者に選定された者と契約金額の上限の範囲内で協議のうえ、契約する。万一、契約の協議が調わない場合は、次点の者と契約に関する協議を行う。

8 スケジュール

令和8年6月19日（金） 公募開始
6月24日（水） 質問提出期限（午後5時まで）
6月29日（月） 質問に対する回答（予定）
7月10日（金） 各種必要書類の提出期限（午後5時まで）
7月16日（木） 受託候補者の決定・通知

9 実施報告書の提出

本業務終了後、業務完了報告書を提出すること（様式不問）。

10 委託料の支払

前項の業務完了報告書を確認後に精算払いとする。

11 注意事項

(1) 次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 提出に関する条件に違反した場合
- ウ 見積書の金額が3の契約金額の上限を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に関わる者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(2) その他

- ア 本業務の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。
- イ 本業務の中止、委託業務内容の変更又は履行期間の変更を行う場合がある。

- ウ プロポーザル参加に要する一切の費用は、応募事業者の負担とする。
- エ 提出された応募書類は返却しない。
- オ 応募書類は、公文書公開請求の対象となる。